

玄海プルサーマル裁判ニュース

No.36

発行日 2022.1.17



発行者: 玄海原発プルサーマル裁判を支える会 会長 澤山保太郎
 編集者: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 代表 石丸初美
 〒 840-0844 佐賀市伊勢町 2-14 TEL:090-6772-1137(石丸)
 編集責任 永野浩二 080-5254-6866(江口)

E-mail : saiban.jimukyoku@gmail.com
 URL : http://saga-genkai.jimdo.com/
 Facebook : http://www.facebook.com/genkai.genpatsu
 Twitter : @sagakarakaeru

11/10 福岡高裁控訴審 始まる!

地裁判決の不条理を正して 玄海原発を止めよう

2021年11月10日、玄海原発を止めるため、国と九州電力を訴えた2つの裁判(行政訴訟/全基差止)の控訴審の第1回口頭弁論が、福岡高等裁判所で始まりました。福岡高裁では、MOX控訴審判決の時も仮処分抗告審決定の時も、いつも雨でしたが、この日の法廷もまた雨となりました。コロナ禍で久しぶりの集まりでも、「絶対に逆転するぞ!」と熱い気持ち持つ仲間が県外を含め各地から集まり、門前集会から入廷行動までの時間には雨が上がるという運にも恵まれて、30名余りの人々で傍聴席を埋めることができました。

さて、2020年12月4日でしたが、大阪地裁の大飯原発3・4号機の設置許可取り消し訴訟で、国の基準地震動審査において「平均値では見逃してはならないデータのばらつきが全く考慮されていない」という点で審査に過誤があったとして、設置許可の取り消し、住民側原告勝利が言い渡されました。それにも拘わらず、2021年3月12日佐賀地裁は、それをまるで無関係別件であるかのように見逃して、国や九電の主張は立証されているという酷い不当判決を言い渡しました。

しかも、30km圏外の住民において、原発事故がたとえ起こったとしても被害を被ることは考えにくい、原告適格を認めないとする国の主張をほとんど受け入れて、100kmに閾値を引いて、韓国など外国人は元より北海道、関東、関西や玄海原発が立地する同じ九州の福岡県北九州市に住む住民までを除外する判断を示しました。私たちは、その



理不尽さ、不条理を正すべくこの提訴に踏み切って、「逆転勝訴をなんとしても勝ち取りたい!」とこの場に立っています。

主張の焦点は、原告適格の正当性は当然のこととして、第一に、甘過ぎる基準地震動問題を挙げています。毎年、日本は北から南まで場所を選ばず地震が頻発しています。福島第一原発事故以

2/9 (水)

控訴審第2回口頭弁論

福岡高等裁判所101号法廷

- 13:00 集合
- 13:40 門前集会
- 14:30 行政弁論 被告プレゼン
- 15:00 全基弁論 被告プレゼン
- 16:00 記者会見・報告集会

傍聴をお願いします!
抽選の可能性あり

会場: 福岡県弁護士会館 (裁判所の隣)

◇第3回 4月20日(水) 時間同上

CONTENTS

- | | |
|-----------------------|--|
| ■福岡高裁控訴審始まる 荒川謙一 …1 | ■避難: 冊子だけでは理解できない 石丸初美 … 9 |
| ■控訴審を傍聴して 木下由香 …2 | ■安定ヨウ素剤の事前配布 高木章次 …10 |
| ■「避難計画の不備」 谷次郎弁護士 …3 | ■“12.2反プルサーマルの日” 報告 田口敬三/中村裕幸/藤井亮輔 …10 |
| ■控訴人意見陳述 北川浩一/豊島耕一 …4 | ■リレーコラム 久保晴義 …12 |
| ■玄海3号機ヨウ素漏れ 永野浩二 …8 | |

降、原子力規制の支柱が地震対策です。一般住宅やビルの耐震設計は厳しくなる中、原発については立地場所の活断層の存在は容易に判明せず、全国で起きたモデル大地震を参考にした「震源を特定せず策定する地震動」による耐震設計審査が「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」に加えられています。そのような中で福島第一原発事故以前からほとんど見直されていないのが玄海原発であり、規制庁が自ら作った地震基準ガイドを遵守していないことが大問題なのです。

第二に、歴史的にいつ起こっても不思議の無い九州の火山帯の活火山の巨大噴火可能性問題。第三に、度々起こしている配管の老朽化から起こるひび割れ等を原因とする放射能漏れ対策不備問題。第四に、重大過酷事故対策に時間的な猶予を与え原子炉を稼働し続けるなど、正にあってはならないことばかりです。

さらに、日本でも最古の原発に位置する東海第二原発の立地自治体の避難計画不備に関して茨城県水戸地裁の差し止め訴訟では、「原発再稼働など認めることはできない」と裁きました。そこで、玄海原発でも同様の実効性の無い避難計画を取り上げ追加主張しています。これは、重要なポイントとなっていくはずです。なにしろ、国は規制委の審査を説明して「審査に合格しても決して100%の安全を保障しているわけではない」と

言っているからです。

この日の法廷では、控訴人の中より2名、薬剤師で原発から15キロ圏に居住する北川浩一さんと物理学を専門としてきた佐賀大学名誉教授の豊島耕一さんが意見陳述に立ち、その人生経験と知識からそれぞれ魂を込めたメッセージを裁判官へ伝えました。

続いて行われた控訴人弁護団プレゼンテーションでは、控訴理由(原審の間違い)の4つの争点「基準地震動の過小評価<1. 入倉三宅式><2. 審査ガイドにあるばらつき規定の見逃し>」「火山事象に関する過誤」「配管の安全性欠如」について、それぞれ10分程度で裁判官がしっかりと理解を深めるように、被控訴人の主張を覆す強い主張が展開されました。

次回法廷2月9日は、これらの控訴理由に関して、国や九電が反論する番になりますが、両方とも第一審(佐賀地裁)で主張した内容と余り変わり映えのしない「自分らは安全に十分留意した法に適合したことをやっている」という内容を繰り返すばかりのようです。私たちは、それに対し、さらに追撃していく準備をしつつ臨みます。

次回、次々回(4月20日)口頭弁論まで、重ねて傍聴にご支援を宜しく願い申し上げます。

(荒川謙一)

控訴審を傍聴して～新たなスタートラインに立つ 木下由香(春日市)

11月10日、福岡高等裁判所に到着した時は、石丸団長をはじめ佐賀から駆けつけられた皆さんのとの久しぶりの顔合わせに嬉しい思いでした。しかし、冷たい雨が降り出す中で、門前集會が始まると、屈辱的な不当判決のことが思い起こされてきました。私は「"気候危機"ともいわれる地球規模の問題が世界共通の課題となっている今、世界の潮流はすごいスピードで再エネへの転換に向かっている。日本のエネルギー政策は完全に逆行している。裁判所には大きな視点に立って、ちゃんと司法の役割を果たしてほしい」旨のスピーチをしました。昨年の衆院選では、エネルギー政策、気候変動対策が争点と

はならず、COP26においては残念な「化石賞」を受賞してしまいました。それでも“あきらめるわけにはいきません”。

この日、かなりの悪天候にも関わらず、多くの方がつめかけたおかげで、傍聴席が足りず、抽選となりました。高裁での新たなスタートに気の引き締まる思いがした1日でした。さらにその後、行われた鳥栖市議選においては、脱原発の市民運動の仲間が支えてきたMさんが2期目の当選を果たしました。また、気候アクション等の活動をしている若者たちが応援したNさんも見事に初当選。“地方から変えていく”希望ある嬉しいニュースに励まされています。

新たな争点「避難計画の不備」書面提出

谷次郎弁護士

玄海原発の裁判のうち、九州電力を相手取った運転差止の控訴審で、新たな争点として避難計画の問題を取り上げ、この度書面として提出しました。

2021年3月18日(私たちの裁判の佐賀地裁不当判決の翌週)に、水戸地裁が東海第二原発の運転差し止めを認める判決を出しました。この判決は、日本の原発裁判の歴史上初めて、避難計画の不備による原発運転差止を認めたものです。

原発については、IAEAは安全対策として5層の深層防護ということを行っています。その5層とは、①異常の発生の防止、②異常発生時にその拡大を防止、③異常拡大時に過酷事故への発展を防止、④過酷事故発生時にその影響を緩和、⑤放射性物質が大量に放出されても放射線影響を緩和、というものです。この深層防護は、前段否定といって、各層の安全対策がなされていても、それが破られることを前提に対策を取るということになっています。そして、避難計画は第5層目に位置づけられます。

ところが、2011年の福島原発事故以前は、日本の原子力規制上、過酷事故は発生しないものとして、第3層までの対策をもって深層防護であるとしていました。福島原発事故は、それまでの原子力規制が「想定外」としていた過酷事故が現実化したものであり、原子力規制について根本的な見直しが要求されることになりました。福島原発事故当時の原子力安全委員長だった班目春樹氏も、「国際的な水準からいきますと、IAEAなどでは五重の防護という言い方をさせていただきます。(引用者註:原子力安全委員会では)事象の発生防止、進展防止、それから影響緩和、その三層までしか考えてございません。これに対してIAEAなどでは、さらにそこを超えてシビアアクシデントになったときの防護対策、さらには、最終的には防災対策といえますか、そういうところまで考えなさいよと言っているところを、我が国の場合は三重のところ

でとめていた、そういう反省がございます。」と述べています。

ところが、福島原発事故後の新規規制基準では、第4層の重大事故対策は規制の要求事項として新たに追加されましたが、第5層の避難計画は新規規制基準の要求事項には入れられておらず、防災の問題として扱われています。このことをどのように評価するのか、というのは難しい問題をはらんでいますが、先に書いた前段否定の考え方からすると、第4層までをいかにしっかり規制しても、それでもなお原子力事故は起こりうる、という当然のことを前提として、第5層の避難計画に万全を期する必要がある、ということの意味している、と捉えるべきでしょう。そして、自然災害はその発生を防げませんが、原子力災害は、原子力施設の運転を止めれば防ぐことができます。そして、避難計画が万全のものでないのであれば、原発の運転を差し止める理由になる、ということになります。先に述べた、2021年3月の水戸地裁判決も、そのような趣旨に基づいて、東海第二原発の避難計画に実効性がない旨を認めたものです。

玄海原発の避難計画の問題については、裁判の会では運動として長年取り組んできたという蓄積があります。そして、訴訟における争点化に際しては、この裁判の原告でもある上岡直見さんに意見書を書き下ろしていただきました。上岡さんは、「被害者の視点からの欠陥分析」という方法論に立脚して、玄海の自然的、人的諸条件から具体的に、玄海原発の避難計画に実効性がないことを論証していただきました。詳しい内容は、裁判の会のホームページで紹介している書面をご覧くださいと思いますが、特に、地震などの災害と原子力災害が複合的に発生した際に、現実的に避難が出来るのか、という点を極めて具体的に主張しています。今後、この内容で新たな論争を法廷でも行っていきたいと考えています。

※上岡直見氏意見書、準備書面はコチラから→
<https://saga-genkai.jimdo.com/2021/11/11/a/>

放射能被曝強要は犯罪であり人権侵害だ

行政訴訟控訴審 第1回口頭弁論（11月10日）意見陳述

北川浩一

玄海原発から直線12kmの唐津市に居住する74歳の薬剤師です。同じ市内に2人の子供、5人の孫が暮らしています。父の代を含めると70年にもなる唐津との縁です。

玄界灘の青と緑なす大地、豊かな歴史風土に囲まれ、わが家族は育まれてきました。それを当たり前のこととして暮らしてきました。しかし掛け替えのない古里の存在を痛切に認識させられたのは福島原発震災でした。

健康、財産、生活のみならず歴史風土までが根こそぎにされるさまを目の当たりにしました。以来10年、復興努力が見える自然災害と異なり、幾世代にわたるか想像もできない原発災害の過酷な現実を突きつけられています。しかし、国の事故矮小化と棄民政策としか思われない人権無視の冷淡な場当たりの対応に慄然としました。先の大戦で青春を棒に振り、原爆で家を失い、戦後復興に汗した両親、被爆死した叔母、そして300万人を超える無念の戦死者がわれわれに託した、これが日本のありようなのだろうか。暗然たる思いになります。原発事故の脅威と科学技術への不信、政財界への不信、と同時に社会へ関わってこなかった私自身の反省に身がさいなまれる思いです。

今にして思えば、原発に隣接する玄海パークの芝生公園にいたいけない孫を連れだしていた日々がくやまれます。本来、米国では絶対に建設できない土地に、唯一の被爆国国民を欺き、世界一の地震火山大国に、高密度で建設された日本の原発。環境アセスメントもヒアリングもパブコメも付け焼刃で、口当たりの良いガス抜きのための外来語にしてしまった政治の責任は重すぎます。同時にそれを許してきた我々国民の責任も問われているのです。

数年前、他の原発立地国で原発に隣接した見学施設や公園を設けている国があれば教えてほしいと、九州電力にたずねましたが未だに返事は帰ってきていません。今では町営の次世代エネルギーパーク・あすびあを増設。幼児向け遊具を

そろえて、週末は家族連れでにぎわっているのです。

建設当初から原発はクリーンで安全である、放射能は閉じ込めているといいながら、多量のトリチウムはじめ多くの放射性物質を基準値以下だから問題ないと強弁し、海に空に大地に、世間に隠して垂れ流してきたのです。46年に及ぶ環境汚染の結果と玄海原発を中心に同心円状に広がる白血病、玄界灘の砂漠化、磯枯れ、不漁は無関係なのでしょうか。そのことさえ我々住民に立証せよと求めるのでしょうか。またアメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、スイスなどにおける原発周辺の疾病多発の研究結果は日本とは無縁な出来事なのでしょうか。

原発建設前の昭和47年以来、92回にもおよぶ佐賀県原子力環境安全連絡協議会が毎年2回開催されます。県主催の唯一の県民説明会です。ここでは県と企業がそれぞれに「これまでの調査では、発電所に起因すると考えられる放射線及び放射能の異常は認められない。」「環境調査においても影響は過去の変動の範囲内である。」「これからも安全を最優先に、取り組みます」と毎年判で押したような報告を続けています。傍聴人にも報道各社にも質問の場はありません。協議会とは名ばかり、周りを多数の行政と企業職員に囲まれた議論無き静かな報告会です。

東京電力は今秋にも、放出予定の汚染水でヒラメ養殖実験を始めるそうです。水俣病解明のための工場廃液を用いた猫実験を彷彿とさせるできごとです。福島と水俣を重ね合わせて見るのは私だけでしょうか。事故原因が検証されない、国・企業の責任が問われない、健康障害が調査されないなど、また同じことが繰り返されているのではないのでしょうか。第三者をいれた厳密な実験になることを望みます。

原発から12kmの我が家、放射能漏れから30分後には被曝が始まるのです。声を大にして言いた

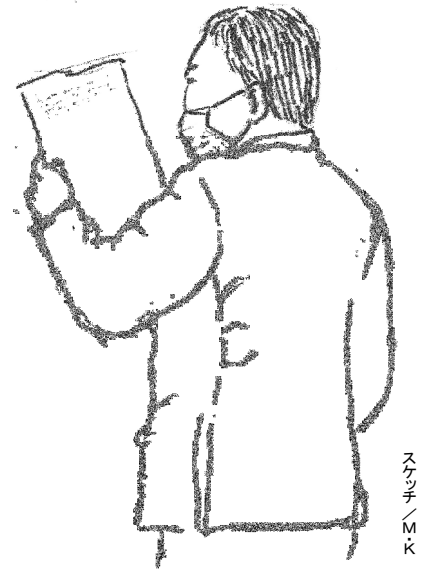
い。放射能被曝強要は犯罪であり人権侵害である。無事故でも約束違反の放射能を放出している。原発や放射能の安全性について国や企業が虚偽隠蔽をしている。今なお、公での原発説明会を拒否し続け、フェイストゥフェイスと自称し玄海町を中心に二人組の社員が手前みその安全情報を拡散しているのです。知事、市長、報道各社はその内容をご存知ですか？訪問された住民の声を聞いたことがありますか？原発の安全性、危険性について、国・企業が説明する責任を逃れて、逆に国民に危険性の立証責任を求めていることの理不尽さこそ断罪されなければならないでしょう。

また、避難で使われている放射能基準値(避難、労災、医療施設など)が二重基準で整合性がない事実や科学的根拠がしめされないまま使用されている事実の解明なしに避難計画策定や原発稼働は許されません。さらに今年7月14日の広島高裁黒い雨裁判判決で、低線量被曝、内部被曝を考慮せざるを得ないと判断され、国は上告を断念しました。この低線量被曝・内部被曝の考えは当然避難計画に考慮されねばなりません。避難区域解除の年20mSv被曝も安全下限100mSv被曝も根拠を失っているのです。

とあれ、私たちは今夜にも原発事故発生の知らせを聞くかもわかりません。

避難困難者である離島住民の避難に言及しましょう。唐津は7離島(1295人)を抱えていてご多聞にもれず過疎化、高齢化、傾斜地居住、狭小路、高台の避難施設、診療所は夜間休日不在と悪条件下にあります。4島は原発に向かって避難しなければなりません。島内の援助パワーは数少ない消防団にまかされ、老人の避難介助、シェルター組立、避難所運営など多岐にわたり、わが家族のこと以外にどれほど尽力できるでしょうか。訓練時にある漁師がポツンと語った言葉。「今日はでくばってん、なんかあったら唯一の財産の船にカカーと家財を積んで逃げるばい」島はすべて原発から5km以遠(UPZ圏)で避難経路は海路と空路。UPZ(30km圏)のためヨウ素剤は避難所でのみ配布。悪天候が続けば避難できず、毎

時500 μ Svの高線量下での一人2 m^2 のシェルター暮らしを強いられます。杓子定規の行政は高額 of シェルターやヘリポートを作り対応策としているが狭小環境や備蓄関連は長期の想定をしていません。島内の避難責任者も不在などの問題点だらけです。離島すべてを準PAZに指定し、ヨウ素剤は全員事前配布し被曝前に余裕をもって避難させるべきと提言するも受け入れられていない現状です。



私は規制線が張られる前に一刻でも早く、できるだけ遠くを目指します。住宅基準以下の耐震性しかない、配管検査も不十分な老朽玄海原発が、広島原発4万発ぶんの使用済み燃料をかかえて、安全である根拠はどこにもありません。「被曝無しの避難計画ではない」と断言する唐津市長。では私の被曝事実と被曝量を証明する管理システムはあるのですか。子や孫の将来にわたる被曝影響の証明はだれが行うのですか。避難退域時検査(スクリーニング)とは避難所汚染防止のためだけではないのです。災害後の個人の将来に及ぶ安心と賠償の唯一の証拠となる不可欠なものです。福島の人々が泣き寝入りさせられている反省がどこにもありません。

福島の人々は今も続く多くの裁判で後世の者に同じ思いをさせないためにも戦っているのです。原発政策を主権者たる国民の手に取り戻す裁判です。司法は国民の負託に真摯に答える時期に直面していることを忘れないでください。陳述の場に立たせていただいた原告の皆様、支援者の皆様、弁護士の皆様、福島被災者の皆様ありがとうございます。

福島の人々は今も続く多くの裁判で後世の者に同じ思いをさせないためにも戦っているのです。

原発政策を主権者たる国民の手に取り戻す裁判です。

司法は国民の負託に真摯に答える時期に直面していることを忘れないでください。

陳述の場に立たせていただいた原告の皆様、支援者の皆様、弁護士の皆様、福島被災者の皆様ありがとうございます。

未来に負の遺産。現実の健康被害の疑い～原発稼働は不適切、不道德

全基差止控訴審 第1回口頭弁論（11月10日）意見陳述

豊島耕一

私に意見陳述の機会を設けていただいた裁判所に御礼申し上げます。

8年前に退職するまで、佐賀大学で物理学の研究、教育を行ってきました。専門は原子核物理学です。原発は核分裂や放射能の問題では私の専門と関わりが深く、そのため専門的知見も踏まえながら意見を述べたいと思います。

私は原発問題には以前から関心を持っていましたが、1986年のチェルノブイリ原発事故を契機に、日本でも万一の時の市民レベルでの対処法の知識が不可欠と1989年に同僚と原発事故対策マニュアルを出版しました。福島原発を契機に改訂版を出し、また研究会などを続けてきました。

原子力規制委員会に対する審査請求をめぐる

規制委員会の玄海原発再稼働許可処分に対しては、この「福岡核問題研究会」のメンバー5名で、行政不服審査法に基づいてこれを取り消すよう2017年4月に審査請求を行いました¹。その過程で、(1)「弁明書」が極めてずさんである、(2)口頭意見陳述会の開催まで3年近くも経過、(3)許可処分の担当庁と審査請求の担当庁とが同じ規制庁に属し、審査の独立性が担保されないなど、多くの問題点が明らかになりました。最終的な結果は今年3月に「棄却」として送付されてきましたが、請求から実に4年近くも経っており、玄海原発の再稼働からすでに3年も経過、文字通りあとの祭りでした。原発事故を受けて改革されたはずの制度ですが、実はまともに機能していないことが明らかになりました。また審査結果の「裁決書」も内容の乏しい形式的なものでした。

未来の三千世代に負の遺産を残し、再生可能エネルギーの発展を妨害

最近では気候変動問題に絡めて、原発が必要ということが言われます。確かに原発の運転自体ではCO₂は出ませんが、燃料であるウラン資源は意外と少ないのです。化石燃料の中ではCO₂排出が最も少ないとされる天然ガスと比べて、発熱量でその約60%弱しかありません²。高速増殖炉によるプルトニウム転換を前提とすれば実質的な資源量はずっと増えますが、しかしこの技術に将来性はありません。

このような少ない資源で仮に100年間を凌いだとしても、その運転で生じる核のゴミを生活圏から隔離し続ける期間は実に10万年以上です。私たちの子孫3千世代にもわたる未来の時代です。資源を使い尽くした後の子孫に残されるのは、この膨大な核のゴミだけです。時間を10万年遡れば、日本列島ではまだ縄文時代も始まっていません。私たちの祖先は決してそのような厄介なものを残してはいません。

この核のゴミ、つまり長寿命の放射性核種は、化学毒物と違って燃焼などでは無害化できず、無理やりやろうとすれば原子核反応による他はありません。一部の学者は高速増殖炉を利用する「消滅処理」を主張しますが³、問題の全ての核種が対象になっているわけでもなく、その前提となる高速増殖炉の実用化自体が、すでに述べたように行き詰まっています。

現在、九州電力は玄海原発に乾式貯蔵施設の新設計画を進めていますが、その前提としている将来の運び出し先である青森県の六ヶ所事業所の稼働の目処は立っていません。したがって事実上の永久保管になる可能性があります。キャスクと呼ばれる容器がそれに耐えるかどうかは検証されていません。また、青森県に送れば送ったで、再処理が始まれば大量の放射能を環境に放出することになります。「六ヶ所事業所再処理指定申請書」(1989年)によれば、これが本格稼働して計画通り年間800トンの使用済み燃料ウランを処理した場合、例えば、放射性の希ガスであるクリプトン85の年間放出量は、チェルノブイリ事故での同じ核種の放出量の10倍にもなります⁴。高い煙突から放出されることになっていますが、それでも風下の住民には被ばくを及ぼします。

原発1基が1日稼働すれば広島原爆4個分強の放射能が作られます。この処理不能の危険物を増やさないためには1日も早く原発を止めるしかありません。

原発と気候変動問題との関連では、原発が後者の解決に寄与するどころか、むしろ再生可能エネルギーの発展を阻害しているという事実にも注目すべきです。太陽光発電の導入が目覚ましい九州本土エリアにおいては特に顕著で、2018年10月以降、原発優先のため太陽光発電の出力抑制

が実施され、拡大しています。その日数も2018年度の26日から、2019年度は74日に3倍増、2020年3月には月の半分、15日間も出力抑制が行われ、この月の出力抑制率はこれまでで最高の12.6%に達したとのことです。風力発電でも同様の傾向があります。⁵

現実の健康被害の疑い—トリチウム放出と白血病の多発

次に、原発の運転が実際に周辺住民の健康被害を起こしている疑いについて述べます。玄海原発の運転時に必ず外部に放出される放射能にトリチウムがあります。九電の発表によれば、福島原発事故を契機に停止する2012年までの11年間で累積826兆ベクレルを環境に放出しています(再稼働後、この放出も再開)。これは全国の上記の中でも最大で、福島原発事故の汚染水タンクにある817兆ベクレル(2014年東電説明)を上回ります。

元純真短期大学講師の森永徹氏による、厚労省「人口動態統計」による佐賀県内20自治体についての調査によると⁶、白血病死亡率は玄海原発に近いほど、また原発の稼働の前後では稼働後が、いずれも有意に高くなっています。つまり、玄海原発が白血病多発の原因である疑いがあります。玄海町は1973年から2010年の間、原発3キロ圏内の玄海町など近隣地域で住民検診を実施しました。住民らの再三の要求にも関わらず、その結果は秘密にされています。

トリチウムは低いエネルギーのベータ線を出し、ガンマ線は出しませんので、内部被曝が問題になります。化学的には水素と同じなので、水分子になり人体内に入ります。有機物分子との間で水素の入れ替わりが起これば、DNAなどの重要分子に組み込まれるでしょう。ベータ線のエネルギーが低いことから、ベクレルあたりの線量(吸収線量)は小さくなるため軽視されがちですが、実はこのエネルギーが低いことが逆に、生物学的効果を高めてしまう可能性があります。欧州放射線リスク委員会(ECRR)の2010年勧告には「元素転換効果」と、(同一細胞内での)「2ヒット効果」についての記述があります。元素転換、つまり化学的には水素であるトリチウムがベータ線を出してヘリウムに変わる、そうするとこれを含んだDNAが傷つきますが、同時に、出たベータ線のエネルギーがまさに低いことによって、同一の細胞内でのダメージがより起こりやすくなります。⁷まさに2ヒット効果です。主流の

ICRPのリスク評価はこの効果を取り入れていません。ちなみにECRR勧告に関しては、福島原発事故後の原子力規制委員会設置法制定の際の参議院附帯決議は、放射線の人体影響の評価についてこの勧告の尊重も謳っています。



スケッチ/MK

先に述べた玄海町による住民検診結果は、このようなトリチウムのリスクについても重要なデータとなりうるので、1日も早く公表すべきです。

以上、あらゆる点で原発の稼働は不適切、不道徳です。はじめに規制委員会とのやりとりに触れましたが、原発事故を契機に刷新されたはずのこの機関もまともに機能してはいません。住民の、そして私たちの子孫の安全を担保する最後の砦は裁判所です。どうか賢明な判断をお願いします。

- 1.意見陳述会の詳細は「福岡核問題研究会」, 「さよなら原発佐賀連絡所」のサイトにあります。
<http://jsafukuoka.web.fc2.com/Nukes/kikaku/files/b1a1987aa02c664a3427bdca57d1779b-114.html>
<https://byenukes-saga.blog.ss-blog.jp/2020-02-11>
- 2.天然ガスは日本ガス協会のデータ. HOME>天然ガスの特徴・種類>天然ガスの資源量
<https://www.gas.or.jp/tokucho/shigen/>
ウランは日本原子力産業協会によるOECD, NEA, IAEA, 2020年12月発表の引用。
https://www.jaif.or.jp/cms_admin/wp-content/uploads/2021/02/uranium_2020
- 3.東工大, 千葉敏氏ら, 2020年
<https://www.titech.ac.jp/news/2020/046068>
- 4.筆者ブログ2006年4月1日付. <https://pegasus1.blog.ss-blog.jp/2006-04-01>
- 5.九州電力の自然エネルギー出力抑制への9の提言~「抑制のための抑制」から「自然エネルギー拡大のための抑制」へ~2020年10月5日認定NPO法人環境エネルギー政策研究所
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/conference/energy/20210817/210817energy14.pdf>
- 6.第56回日本社会医学学会総会, 2015年7月25・26日, 於・久留米大学医学部
- 7.ベータ線など荷電粒子ではそのエネルギーが低いほど物質中に作るイオンの密度が大きい。つまり「出発点」でのイオンの密度はエネルギーの高いベータ線の場合よりも大きくなる。

玄海3号機ヨウ素漏れ事故！九電と知事に緊急要請・質問

九州電力は11月30日、玄海原発3号機で原子炉格納容器内の一次冷却水の放射性ヨウ素濃度が通常より上昇したと発表した。九電は週3回だった検査を毎日検査して監視強化するというだけで、原因も特定できないままに、放射能の影響はないと断定して、運転を継続している。

11年前の2010年12月9日にも同じようにヨウ素漏れを起こした。私達は「プルサーマルを止めて、原因を究明せよ」と九電や自治体に走り回る中で、3.11を迎えることとなった。九電はその時は手動停止しそのまま定期検査に入った。福島原発事故が起きたことで、3号機は2018年3月まで7年3ヶ月間止まっていたが、その後もヨウ素漏れの原因調査結果は明らかにされていない。

そして、今回の事故では止めもせず、ヨウ素濃度が通常よりも高いままに運転を続けているのだ。



大事故に発展するかもしれない、住民の不安は高まるばかりだ。12月16日、私達は九電と佐賀県知事宛に緊急質問書を提出した。 (永野浩二)

◆九州電力・佐賀県知事宛て質問(要約)

- ①2010年12月の放射性ヨウ素漏れ時は原子炉を止めて調査したが、今回はなぜ運転を停止して調査をしないのか？
- ②燃料棒に微小な穴が発生している可能性もあるとしているが、放射能漏れの燃料棒を特定するシッピング検査を実施するのか？
- ③原因究明の調査スケジュールと調査方法はどのようにしているのか。
- ④運転中の一次冷却水ヨウ素濃度制限値63,000ベクレル/cm³を下回っていると言うが、63,000に至る状態とは燃料棒どうなっている時なのか？
- ⑤一次冷却水の中には放射性物質(放射性ヨウ素など)は、なぜ通常でもゼロではないのか。
- ⑥一次冷却水に漏れ出た放射性ヨウ素はどのように処理するのか。
- ⑦一次冷却水のヨウ素放射線量の定期的な測定は週何回、何曜日に行っているのか。
- ⑧稼働開始後の一次冷却水の放射性物質漏れの全事故について原因と対応を開示すること。
- ⑨原子力施設運転管理年報によると、2005年、2006年、2010年、2011年の放射性ヨウ素131の外

部放出数値は検出限界値を超えているが、原因は何か。このときの調査結果はどうなったか。

⑩日常的に二次冷却水など海水に戻す際など、外部に放出している他の放射性物質はないか？

⑪九州電力HP掲載のグラフでは放射能漏れの数値までは分からない。市民にわかり安い正確な情報はどこで見ることができるか。

◆知事宛には以下も追加。

- (1)ヨウ素漏れ事故を知って、知事はなぜ運転停止を求めないのか。
- (2)再々の火災で謝罪をした九電に対して、ヨウ素漏れ事故の件で抗議したのか。
- (3)九電から県に対して詳細に状況説明はあったのか。具体的にどのような報告だったか。
- (4)その結果、県としてどのような事を要求し、どのような指示をしたのか。
- (5)県として、住民にはどのように知らせたか。知事として、この重大な繰り返される不祥事の顛末をどのようにして知らせるつもりか。
- (6)九電に対して、上記の項目を質問状として提出するところだが、県としてはどのように把握しているのか、各項目について回答を求める。

(1/17現在 いずれも未回答)



HPや冊子「原子力防災のてびき」を配布しただけでは 住民は理解できない！

国は、規制委員長自ら「安全とは言わない」と言って事故前提の原子力避難計画を自治体と住民に押しつけている。その自治体は未だに「国が前面に立って・・・」と他人ごとを繰り返している。当事者九州電力は「避難計画は支援します」と第三者的発言をする。佐賀県は全住民の命を守る立場であるにも拘わらず、冊子「原子力防災のてびき」の全戸配布だけで済ませている。県市町は九電が原発事故を起こした時の避難の実務者になるからこそ、住民に丁寧な説明が不可欠ではないのか。

以下、佐賀県との質疑応答の一部を報告する。

(1) 安定ヨウ素剤について(2017年10月5日質問)

A. 緊急時に安定ヨウ素剤を配布する際の、職員、医師、薬剤師等の具体的な配置計画は？

県＝①緊急時には各市町で緊急配布体制をとってもらおう。②70ヵ所ある緊急配布場所全てに医療関係者を立ち合わせることは現実的ではないことから、立ち会いは前提とせず、自治体職員などでの対応を前提にしている。

☒疑問 自治体が実務責任となるが、その体制はできているのか？

B. 不測の事態の場合等には、ヨウ素剤服用の判断は誰が行うのか？

県＝連絡手段の断絶など、国から指示受けることができない場合は、地方公共団体が判断できる事となっている。

☒疑問 自治体が判断するというが、県市町は判断するための基準をもっているのか？

C. 30キロ圏外で一時避難となり、ヨウ素剤が必要となった場合、どこに保管しているのか？

県＝国において、全国の各ブロックに備蓄がされている。九州は熊本県にある。

☒疑問 なぜ佐賀県に備蓄しないのか？緊急時に熊本までの距離を取りに行けるのか？

(2) 屋内退避について(2020年10月12日質問)

D. 屋内退避で被ばくは防げるのか？

県＝「原子力災害発生時の防護措置の考え方」に基づき、木造建屋は内部被ばく3割強の被ばく低減、総被ばくは約5割低減する。

☒疑問 低減はするが、被ばくは免れないということ。原発事故が起きれば被ばくは大前提であることを住民が知らされているのか。

県＝UPZは全住民が一斉に避難するのではなく、屋内退避をしたうえで国、県からの指示で避難してもらおう。

☒疑問 UPZ住民に、そのことは周知徹底されているのか？知らされておらず、一刻も早く遠くへ逃げようとする住民はいるはず。「勝手に逃げた」と、その後の対応に問題は起きないのか。

(石丸初美)

進まない安定ヨウ素剤の事前配布

(注：人口は基本年度が市町で違う)

① 玄海町(全人口5492人)

PAZ(3,328人)

40歳未満1,218人→うち26.7%(325人) 配布済

UPZ(2,164人) 2017年～2021年まで17人済

(2021年0人、2020年2名)

※「2021年からコロナ禍で郵送配布を推進。障害のある人や妊婦、40歳未満が基本だが、希望者には全員配布」

※原発から5.2kmにある小中一貫校みらい学園・町の全ての小中学生が通う学校にも拘わらずUPZとして役場に保管していた。子どもを守る立場で学校に置くべきと市民は何度も要請。2019年10月からやっと学園に置かれるようになった。

② 唐津市(全人口119,341人)

PAZ(4,057人)

40歳未満 1,247人→うち 45.5%(567人) 済

UPZ(2,164人) 2017年～2021年まで17人済

40歳未満 42,112人→うち 307世帯(811人) 済

③ 伊万里市(全人口53,000人)

UPZ(全域) 332人済(40歳未満かどうかは不明)

④ 福岡県糸島市(全人口96,540人)

UPZ(14,793人)

40歳未満約5500人→うち173人済

⑤ 長崎県

PAZはないが、避難時にPAZ内を通過して逃げなければならない離島(鷹島と黒島)はPAZ扱い

40歳未満 448人→うち200人済

UPZ(松浦市、平戸市、佐世保市、壱岐市4市56,000人) 絶対にしなければならないとはなっていないので、UPZでは配布していない。

安定ヨウ素剤の事前配布は郵送でOK!?

高木章次（川内原発30キロ圏住民ネットワーク&市議）

昨年8月19日、内閣府は道府県原子力防災担当部局長に対して、「新型コロナウイルス感染症流行下での安定ヨウ素剤の事前配布に係る運用について」との事務連絡文書(注)を出しています。その中に「・やむを得ず配達等にて配布する際の、医師による説明や専門職による確認等を担保する体制の確保」という、郵送を認める文章が記載されています。

これにより、宮城県は2020年から、佐賀県は今年から安定ヨウ素剤の郵送での配布を始めました。配布範囲ですが、佐賀県は原発から約5キロ圏のPAZ、宮城県はPAZとPAZを通して避難する「準PAZ」の住民を対象として、2020年度は女川町約200人、石巻市約1300人となっています。薩摩川内市のPAZでの郵送配布は、県と市に問い合わせしていますが、まだ始めるつもりがないようです。

事務連絡文書を見るとPAZに限定するという文言はなく、内閣府に電話で確認したところ、UPZでも郵送配布は可能との回答を得ています。

人口約33万人の福島県いわき市は、福島原発

事故時に放射能が流れてきた地域で、北側の一部がUPZ内ですがほとんどはUPZ外です。事故時に33万人に配布は不可能として、2015年から独自に40歳以下全員に郵送での安定ヨウ素剤配布を開始しました。40歳以上は希望者としています。

いわき市の担当の総務課に電話で郵送による費用を伺ったところ、2019年度の場合、4250万円とのことでした。

私の住む薩摩川内市の南に隣接するいちき串木野市は川内原発の風下と考えています。人口が約2万7千人なので、約500万円あれば配布できることになります。安定ヨウ素剤は5年間有効とされていますので、1年あたり約100万円。この経費ですが国には請求できず、本市が負担することになります。しかしこの程度であれば、実施可能ではないかと思います。もちろん九州電力に全額寄付を求めることが最善と思いますが。

12月の市議会の一般質問で実施についての検討を提案しました。

(注)https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/08_sonota_zizenhaifu.pdf

“12.2反プルサーマルの日” 玄海町要請&ポスティング報告

●玄海原発反対！からつ事務所 田口 敬三

2021年12月2日の戸配担当者からの報告です。毎年プルサーマルの日には裁判の会作製のチラシを二十数人で一〜二時間かけて玄海町内に戸配しています。地図の用意をからつ事務所が請け負い、一方からつ事務所のチラシも同時に配ってもらうという連携がこの数年の慣わしです。

玄海町を29に分けて戸配地図を作っています。今回は23人の参加で11地区、641戸に2080枚配りました。そのうち10地区の全戸配布完了。玄海の白地図の10区に赤色を塗りました。配り終えた所に色を塗るのも楽しみの一つです。できるものなら日本中を三回は塗りたい。

戸配地図は分かりやすく作ったつもりですが改良の余地がありそうです。来年は新しく作り直しますので、皆さん、また御参加ください。初めてのカタもどうぞ。田舎を配り歩くのは気持ちがよくて一石三鳥くらいありますよ。唐津市の戸配にも来ま

せんか。

東松浦郡玄海町と唐津市の約5万世帯に対しからつ事務所はチラシの全戸(ほぼ)配布をこれまでに2回行なっています。2種類のチラシです。第3種と4種も印刷し全戸配布を現在決行中でありま

●福岡県大木町 中村裕幸

早起きは得意ではない。大木町から佐賀市、小城市、多久市、唐津市を通り、玄海町に向かう。2時間の道のりだ。

9時30分より町長への申し入れ。対応は、防災安全課だ。昨年と課長が変わっている。個人的には役所への申し入れは、気が乗らない。正面から答えないし、公式見解から外さない。無難な対応に終始し、なるべく早く終わろうとする。

私たちは猛毒であるプルトニウムを燃料にするプルサーマル発電を止め、直ちに原発を止めるよ

うに玄海町町長に申し入れた。

地元玄海町のAさんからは原発不正マネー100万円受領問題が不起訴になったことについて意見表明があった。他にも、近頃の玄海原発の相次ぐ火災や、放射能漏れに対しての課長の認識を問い、その甘さを指摘。玄海町の対応が他県、他市町村の被害に繋がるがゆえに、九電に厳しく原因追求を行なうよう求めた。

その後、参加者全員で町内ポスティングに出発する。私は南の方、にあんちゃんのトンネルがある座川内の集落を田口夫妻と手分けして回る。海辺から山に向かい狭い道路が這い登っていく。隣の家と間隔を置いて林の中に家屋が立っている。

昔は段々畑が広がっていたのだろうが、今は放棄されてしまった土地が多そうである。残っている山あいの民家を訪ねて、おばさん、おじさんにピラを渡す。町役場で原発運転に抗議して来たこと、相次ぐ原発火災や放射能漏れに関し、町役場が九州電力に強く抗議するように申し入れて来た事を話す。みなさんちゃんと話を聞いてくださり、お疲れ様の挨拶を頂く。隣の家の状況を聞き空き家になっていないか教えてもらう。

1時間程で、集落の真ん中で田口夫妻と再会し、ポスティングが完了した。

曇り空で気温も低かったけれど、海の見える山手の集落は景色も良く坂道の上がり下がりですり身も気持ちも暖かくなりました。

●伊万里市 藤井亮輔

私はUPZ圏内の伊万里市に住んでいる。UPZと言っても私の住む街は20kmしかアレから離れていない。正直、アレが事故れば数時間でパニックに巻き込まれるか、致命的な被曝をするか…まあロクなことにはならない。

2009年12月2日に「(悪)夢」のプルサーマル発電が始まった日

として、裁判の会の呼びかけで毎年玄海町に抗議行動と町民へのポスティング活動をされてきた。私はこの行動に参加して日は浅いが、その地道な活動に敬服している。今年は寝坊してしまい玄海町への抗議行動への参加はできなかったけれど、10時半から12時まで行われた玄海町民へのポスティング活動に参加した。

担当地域は仮屋漁港。この日はウィークデーのためか人通りもなく会う人も居なかった。私はなかなかオルグができる会話スキルを体得していないけれど、からつ事務所の某氏だったらピンポンしてでも話そうとしたり。1時間半ほどで各々2種類200枚(3人で300軒600枚)のチラシポスティングを終了した。万歩計の歩数は2,723歩。そんなに歩いた訳でもないのに結構汗をかいた。

政府や九電が小さな自治体を狙って原発を立地してきた訳は言わずとも知れた「反対者」の封じ込めが容易いことにある。反対者の数は小さな自治体であれば、人口に比例して少なくなる。少なくなれば「地域対策費」も少なくて済む、そう考えたのだろう。つまり国も九電も人命尊重ではなくコストをいかに抑えるかを念頭に原発立地を策定したのだ。それを証拠付ける逸話は幾らでもある。石原伸晃がいみじくも言った「最後は金目でしょ」は国や九電にとって至言なのだ。

ともあれ、私たちにできることは民意の発露を如何に高めるか、それしかない。今後も地道にドブ板選挙ならぬドブ板ポスティングを行うしかない。日本にまだ民主主義が在ることを愚直に信じて。



12/2玄海町長要請

10月16日以降の主な活動経過

■10月

16日 『裁判ニュース第35号』発行
25日 福岡高裁控訴審記者レク

■11月

6日 そいぎミーティング
10日 福岡高裁控訴審第1回口頭弁論
17～24日 脱原発パネル展(佐賀市立図書館)

■12月

2日 “反プルサーマルの日”

玄海町長要請 & ポスティング

4日 そいぎミーティング
16日 玄海3号ヨウ素漏れ質問&12.2要請
佐賀県知事・九州電力佐賀支店
20日 「避難計画」オンライン政府交渉

■1月

8日 そいぎミーティング
13日 九州電力本店交渉

変質した私の反原発 久保晴義

311の直後、涙ながらに語る被災地の消防団員の映像を見た。

助けを求めていた地震と津波の被災者を、放射能汚染の発生で捜索と救助活動が中止されたため、「助けて」の声を聞きながら結果的に見殺しにしたこと、何もできなかったことを悔いていた。あの時、原発政策を推進してきた政府に対する腹の底から噴きあがった怒りに突き動かされて私の反原発は始まった。

「生涯反原発」を心に決めてから11年、この間に学びかつ知ったことはとても多い。まず自分がひどい世間知らずだったのを知って愕然とした。不愉快さを理由に政治や経済には関心を持たず傍観者のように生きてきたので、様々な社会問題やその解決を目指す市民運動が数多くあることを知っても積極的に参加して来なかった。その結果の無知だった。2012年7月の代々木公園17万人集会で坂本龍一氏が語った、「我々は侮辱の中に生きている」という言葉が忘れられない。正直に言ってその時

はピンと来なかったが、今はよく解っている。悔しさと怒りが呼び起こされる。反原発に立ち上がろうとしない人々を非難しても無駄だ。彼らが無関心なのは原発だけじゃない。対米従属を変えられない政府にも、76年続く植民地支配の維持を支えている日米合同委員会のことも、巨額の内部留保を積み上げ更に賃金カットを目論む狡猾な大企業にも関心を持たないか諦めている。第三の権力と言われるジャーナリズムは日本から消えてしまっていて国民を啓発する努力をしているのは幾つかの零細なメディアや2、3の非力な野党、少数の良心的な学者だけだ。

無知な大衆は街頭で手渡される反原発チラシには見向きもしないが、お笑い芸人のバラエティ番組やスポーツなどお楽しみごとに熱中する。TVは愚民製造マシンと化している。根からか頭からかどっちから腐り始めたのか？いずれにしろ一億二千万の人口を抱える日本という巨樹は朽ち果てる危機に瀕している。(くぼ・はるよし/福岡市)



11/10福岡高裁
左 プレゼンする原告弁護士
右 岩坪朗彦裁判長ら裁判官
スケッチ/M・K

お知らせ

第10回 脱原発パネル展

- 3.11福島原発事故と玄海原発 -

3/17(木)~21(月・祝)

佐賀市立図書館2階ギャラリー

提訴12周年年次活動報告会

5/14(土) 佐賀・アバンセ 第二研修室

11:00~活動報告会 13:00~講演会

避難計画について:上岡直見さん(予定)

みなさんの支えをお願いします

- 年会費 原告会員1万円。支える会会員5000円。サポート会員一口1000円~。団体会員も歓迎!
- 振込先:郵便振替口座 01790-3-136810 玄海原発プルサーマル裁判を支える会

知ることから始めませんか?

- 座談会しませんか? 原発のこと、命のこと、少人数で本音トークをしませんか。1人からでも、どこへでも行きますので連絡ください!
- チラシ・ポスティングを一緒にしませんか?

控訴審進行中

玄海全基運転差止裁判

被告:九州電力⇒不当判決⇒控訴人176人

裁判終了

MOX燃料使用差止裁判

原告130人 ⇒ 不当判決

玄海許可処分取消行政訴訟

被告:国 参加人:九電⇒不当判決⇒控訴人187人

3・4号再稼働差止仮処分

債権者236人 ⇒ 不当決定

